

子ども・子育て支援新制度が始まります！



■問い合わせ先：町民生活課 福祉支援班（内線 161、162）

平成 24 年 8 月、日本の子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するため、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。この法律と、関連する法律に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年 4 月からスタートします。

☆新制度では何が変わるの？



1 子育て支援の量を拡充！

必要とするすべての家庭が利用できる支援を目指します。

子どもの年齢、親の就労状況に応じた支援、安心して子育てできるような教育・保育の受け皿を考えていきます。

2 子育て支援の質を向上！

子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指します。

幼稚園や保育所等の職員配置の改善、職員の処遇の改善、放課後児童クラブの充実を図ります。

3 地域の実情に応じた子育て支援の充実

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業をすべての子育て家庭を対象とする事業として、地域の実情に応じて進めていきます。



☆利用できる施設

施 設	内 容	利用時間	利用できる保護者
幼稚園 (満 3 歳～5 歳児)	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施	制限なし
保育所 (0 歳～5 歳児)	就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
認定子ども園 (0 歳～5 歳児)	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設	昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施（満 3 歳児以上）	制限なし
		夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者

※このほかに、「地域型保育」も新制度に含まれていますが、当町での実施は未定です。

☆支給認定区分について

新制度では、幼稚園（新制度に移行する園）や保育所などを利用する際、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受けることが必要になります。



区 分	対 象	給付の内容	利用先
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども	教育標準時間	幼稚園、認定子ども園
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労や疾病などにより保育を必要とする子ども	保育標準時間	保育所、認定子ども園
		保育短時間	
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労や疾病などにより保育を必要とする子ども	保育標準時間	保育所、認定子ども園、地域型保育
		保育短時間	



☆利用手続きの流れ

平成27年4月から入園・入所を希望または、現在、通園（所）中で引き続き、通園（所）を希望		
施設	幼稚園（新制度）	保育所
年齢	満3歳～5歳児	0歳～5歳児
認定区分	1号認定	2号認定 3号認定
保護者要件	制限なし	共働き世帯などで、家庭で保育できない保護者
手続きの流れ	幼稚園を経由し、町へ認定申請書を提出	保育所を経由し、町へ認定申請書を提出
	↓	↓
	幼稚園を通じて町から認定証が交付	町から認定証が交付
	↓	↓

入園・入所（引き続き通園・通所）

※主な手続きの流れについては上記のとおりですが、具体的な日程等については、町の広報やホームページでお知らせします。

☆利用料金（保育料）について

利用料金は、皆さんの所得に応じた負担を基本として、国が定める基準を上限に、市町村で設定します。当町でも決定次第、広報やホームページなどでお知らせします。

